

イベント開催の考え方について（当面の間）

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

<基本的な考え方>

必要な感染防止対策が担保される場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）とする。

時期	感染防止安全計画（※1）を策定したイベント	左記以外のイベント
当面の間	【人数上限】 収容定員まで	【人数上限】 ① 収容定員 10,000人超 ⇒収容定員の50% ②収容定員10,000人以下 ⇒5,000人
	【収容率】 100%	【収容率】 大声あり（※2） 50%以内 〔 収容定員が設定されていない場合は 十分な人と人との間隔（最低1m） 〕 大声なし 100%以内 〔 収容定員が設定されていない場合は 人と人が接触しない程度の間隔 〕

※1 大声なし、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の大規模イベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認および必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの

※2 「大声」を「観客等が、①通常より大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

(2) 感染防止安全計画の策定等について

- ① 感染防止安全計画を策定にあたり、県HPを確認の上、所要の手続きを行うこと。
- ② 感染防止安全計画を策定したイベントは、イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書（県HPに掲載の様式）を県に提出すること。
- ③ 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等のチェックリスト（県HPに掲載の様式）を作成・公表し、イベント終了日より1年間保管すること。

(3) 業種別ガイドラインについて

イベント主催者等は、(2)の策定等に関わらず、業種別ガイドラインの対策を実践すること。

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○電話番号：077-528-1344

○開設時間：9：00～17：00（平日のみ）